

## 募集要領

1 件名 令和8年度松山市女性のデジタル人材育成・キャリア支援事業業務委託

### 2 概要及び目的

急速な人口減少や少子高齢化に伴う若年層の転出傾向が顕著であり、特に若い女性は地元に戻らない傾向が強く、出産、育児、介護等による離職や、非正規で働く等の女性の安定した就労や自己実現の機会創出に加え、市内企業等で活躍できる人材育成が必要である。また、デジタル分野の女性人材は不足し、リスクリングの必要性は高い。

これらから「地域に根差しながら新しい働き方を実現したい女性」に実践的デジタルスキルとキャリア形成支援を組み合わせた講座を提供するため、民間事業者の知識や能力等が活用できる企画提案を求める。

3 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

5 履行場所 市長の指定する場所

6 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

なお、本企画提案募集は、地域女性活躍推進交付金を財源の一部としているため、その交付決定がなされなかった場合又は減額された場合は、業務内容の変更等の措置を講じることがある。

7 提案限度価格 ￥4,910,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

### 8 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

(1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 当該委託業務に同種・類似業務（注）の実績を1件以上有すること。

(2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件

- ① コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
- ② 代表事業者は、法人格を有している者であること。
- ③ 構成事業者のうち1人以上は、日本国内での同種・類似業務（注）の実績を1件以上有すること。
- ④ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- ⑤ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- ⑥ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。

(3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
  - ③ 国税（消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び地方税（松山市税又は本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
  - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
  - ⑤ 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (注) 同種・類似業務は、女性キャリアアップ支援やデジタルスキルセミナー等業務とする。

## 9 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市役所 市民部 人権・共生社会推進課
- (3) 方 法 配布場所で直接受け取る。又は「松山市ホームページ」「市政情報」「入札・契約のページよりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>  
※配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

## 10 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

### 11 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症の拡大状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

### 12 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

### 13 選考要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）17時まで
- (2) 受付方法

別紙様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、人権・共生社会推進課（089-9448-6449）まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和8年4月17日（金）17時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1.4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月30日（木）17時（必着）
- (2) 提出書類 「1.6 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出部数 1部（正本1部のみ）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 市民部 人権・共生社会推進課 担当：大野
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

1.5 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月8日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「1.6 提出書類 6～13」の書類及びチェックリストを提出すること。
- (3) 提出部数 各8部（正本1部・副本7部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 市民部 人権・共生社会推進課 担当：大野
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
※持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）  
※A4版ファイルに左綴じし、項目ごとにインディックスを貼付すること。  
※表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名（コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名）を記入すること。

1.6 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加資格を有している者は、番号2～5及び9～10の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1又は2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3カ月を超えないもの) ※個人の場合は印鑑登録証明書
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3カ月を超えないもの) ※個人の場合は不要
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3カ月を超えないもの) ア 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納付推進課)が発行する完納証明書

		イ 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3カ月を超えないもの） ※個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（未納の税額がないことの証明）その3の2
6	企画提案書	・A4サイズとする。 ・ポイントのみ記載した概要書も作成すること（選考委員が審査の際、複数の提案書を比較するため）
7	事業所概要（様式3）	コンソーシアムの場合、事業者毎に作成
8	業務執行体制（様式4）	
9	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	コンソーシアムの場合、事業者毎に作成
10	経営状況等調査表（様式5）	コンソーシアムの場合、事業者毎に作成
11	参考見積書 （様式6-1又は6-2）	・A4版、縦型、片面横書きとする。 ・見積書の別紙として、「積算内訳書（任意様式）」を添付すること。 ・公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
12	コンソーシアム構成表（様式7）	コンソーシアムの場合のみ提出
13	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出
※	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

## 17 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和8年5月20日（水）【予定】
- (2) 実施場所 詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき30分程度 プレゼンテーション 15分程度  
ヒアリング 15分程度
- (4) 出席者
  - ① 1者につき3名までとする。
  - ② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

### (5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。  
この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、入札参加者が用意すること。  
プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。  
また、参加者が1者の場合は、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

## 18 スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和8年4月1日（水）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）
- (3) 質問への回答・公表 令和8年4月17日（金）
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和8年4月30日（木）
- (5) 提案書等の提出締切り 令和8年5月8日（金）
- (6) 応募業者数等の公表 令和8年5月12日（火）

- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和8年5月20日(水)【予定】  
(場所は、後日、別途通知する。)
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和8年5月 下旬(予定)
- (9) 契約締結・公表 令和8年6月 中旬(予定)

## 19 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が指示をしたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加者資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

## 20 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積書を提示した場合

## 21 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りではない。

## 22 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2  
松山市 市民部 人権・共生社会推進課 担当：大野  
TEL：089-948-6449  
FAX：089-934-1742  
メールアドレス：danjokyoudou@city.matsuyama.ehime.jp